



平成 26 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 遠 藤 照 明
代表者名 代表取締役社長 遠 藤 邦 彦
コード番号 6 9 3 2 東証 第 1 部
問合せ先 取締役
経営品質本部長 佐 川 武 志
T E L 0 6 - 6 2 6 7 - 7 0 9 5

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、本日（平成 26 年 6 月 27 日）開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を 6 月 27 日付にて一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

基本方針

当社は、「企業は公器である、会社の社会的存在価値を高めることに経営資源を集中し、人間（組織）の持つ無限の能力と可能性を最大限発揮させる経営の仕組みをつくり社会に貢献する経営を優先する。」ことを経営理念とし、取締役及び使用人一人一人が社会的責任を自覚するとともに、法令を遵守し、社会倫理に適合した行動をとるよう努めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を周知徹底するとともに、コンプライアンスリスク管理委員会を設置して、コンプライアンス体制の構築と定期的な見直しを行っております。

内部監査室は、各部門と部署の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、経営管理の方向性を示すことにより会社の組織的経営を側面から支援するとともに内部統制の信頼性を高めております。

また、コンプライアンス上の疑義のある行為等の社内報告体制として、内部通報制度を整備し、社内通報窓口とは別に弁護士による外部通報窓口も設けて、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則、文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を含んだ文書については、適切に保存及び管理しております。

また、取締役及び監査役は、それらの情報を常時閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、経営品質本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、災害等の発生に備えて、規程の整備を行う等、必要に応じて適時見直しを図っております。

内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告しております。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役・監査役及び各部門の代表者（部門長）を招集して、月1回の経営課題対策会議を開催し、経営計画、組織体制等の重要な経営課題の協議に基づき、職務執行が効率的に行われるよう監督しております。

取締役及び部門長は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定します。その遂行状況を取締役及び各部門長が、経営課題対策会議で定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善に努めております。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社として ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. 及び ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. の合弁会社である ENDO LIGHTING ACCESSORIES (INDIA) PRIVATE LTD.、昆山恩都照明有限公司及び昆山恩都照明有限公司の販売会社である恩藤照明設備（北京）有限公司、Icon International, Inc.（米国）、ENDO Lighting SE Asia Pte. Ltd.（シンガポール）並びにイーシームズ株式会社の7社があります。これらの子会社を含む企業集団として業務の適正を確保するため適時に定例会議を行い、当社グループ各社の円滑な情報交換と効率的な事業運営を促進しております。

監査役と内部監査室は、子会社の事業規模に応じて定期的にグループ管理体制を監査し、取締役会に報告することにしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役が実効的に行なわれるよう、専任の監査役スタッフを配置します。

監査役スタッフの人事及び評価については、監査役会の事前の同意を得るものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款に違反する行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と決定事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告しております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営課題対策会議等の主要な会議に出席しております。また、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び各関係部門長に説明を求めることができます。

また、監査役はその独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を構築し運用しております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに「財務報告に係る内部統制規程」を制定して、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・評価して、不備があれば是正していく体制を整備し充実を図ります。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固とした姿勢で臨むことを「倫理規程」に掲げ、関係排除に取り組んでおります。反社会的勢力排除に向けた体制は、当社総務部を対応部署とし、事案により関係部署と協議のうえ、組織的に対応しております。

また、警察・企業防衛協議会及び弁護士等との情報交換や各種研修への参加等により、外部専門機関との連携を強化しております。

以上